

令和3年第6回せたな町議会臨時会 第1号

令和3年8月20日（金曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号 工事請負契約の締結について（町有施設解体工事（旧玉川小学校校舎））
- 5 選挙第1号 せたな町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○出席議員（12名）

- | | | | | | | | | | |
|-----|----|---|---|----|-----|----|---|---|---|
| 1番 | 吉田 | 実 | 君 | 2番 | 梶田 | 道 | 廣 | 君 | |
| 3番 | 本多 | 浩 | 君 | 4番 | 橋本 | 一 | 夫 | 君 | |
| 5番 | 熊野 | 主 | 税 | 君 | 6番 | 道高 | 勉 | 君 | |
| 7番 | 大湯 | 圓 | 郷 | 君 | 8番 | 横山 | 一 | 康 | 君 |
| 9番 | 石原 | 広 | 務 | 君 | 10番 | 平澤 | 等 | 君 | |
| 11番 | 菅原 | 義 | 幸 | 君 | 12番 | 真柄 | 克 | 紀 | 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋 貞光 君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正	則	君
総務課長	原		進	君
財政課長	佐野	英	也	君
建設水道課長	平田	大	輔	君
建築係長	高橋	真	一	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	丹羽	小百合	君
事務局次長	上野	朋広	君
主事補	大辻	省吾	君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和3年第6回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において、7番大湯圓郷議員、8番横山一康議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第4、議案第1号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第1号工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求める

ものがございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 議案第1号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、旧玉川小学校校舎の解体工事であります。

主な工事内容につきましては、町有施設解体事業計画に基づき、旧玉川小学校の校舎、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積1,621.58平方メートルの解体をするものであります。工事の名称です。町有施設解体工事（旧玉川小学校校舎）、契約の金額5,962万円、契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区北檜山258番地、松本建設株式会社、代表取締役、松本省吾。参考といたしまして工期につきましては、契約締結日の翌日から令和4年1月14日までであります。なお入札参加資格者及び入札結果一覧表につきましては、別添の議案第1号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 選挙第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第5、選挙第1号せたな町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。現在の選挙管理委員会委員及び同補充員7名については、本年9月4日が任期満了となっております。地方自治法第182条第1項で選挙管理委員4名を、及び同条第2項で同補充員4名を本会議において選挙しなければならない規定されていることから本選挙を行うとするものです。選挙管理委員会委員及び同補充員の資格者は選挙権を有する者で人格が高潔であり、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから選挙することになっております。任期は4年であります。

ここで皆様に、お諮りいたします。

選挙管理委員会委員4名の選挙方法は、議長の指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、議長の指名推選と決定いたしました。

それでは指名推選いたします。

瀬棚区本町、大坪観誠さん、大成区都、石橋満さん、北檜山区豊岡、江上弘美さん、瀬棚区本町、佐藤千鶴子さん以上の4名の方々を指名推選いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議長の指名に、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって瀬棚区本町、大坪観誠さん、大成区都、石橋満さん、北檜山区豊岡、江上弘美さん、瀬棚区本町、佐藤千鶴子さん以上4名の方々が、せたな町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、せたな町選挙管理委員会委員補充員4名の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙の方法も議長の指名推選により行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、議長の指名推選と決定いたしました。

議長から順位を考慮し指名推選いたします。

第1順位、北檜山区北檜山、大串忠信さん、第2順位、北檜山区北檜山、小山いずみさん、第3順位、大成区都、近藤博司さん、第4順位、瀬棚区南川、細川由紀子さん、以上4名の方々を指名推選いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議長の指名に、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、第1順位、北檜山区北檜山、大串忠信さん、第2順位、北檜山区北檜山、小山いずみさん、第3順位、大成区都、近藤博司さん、第4順位、瀬棚区南川、細川由紀子さん、以上4名の方々がせたな町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

◎閉議宣告

○議長(真柄克紀君) 以上をもちまして、本臨時会に附議された案件の審議は終了しましたので、これで会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） これをもって、令和3年第6回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
どうもご苦労様でした。

閉会 午前10時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年8月25日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 大 湯 圓 郷

署名議員 横 山 一 康